

古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会（第2回）
会議録

【会議の名称】

古賀市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会（第2回）

【日時・場所】

令和2年11月18日19:00～21:00

サンコスモ古賀203・204会議室

【議題】

1. 委員長あいさつ
2. 【検討事項】本プラン見直しの概要
素案第1章～第4章について

【傍聴者数】なし

【出席委員等の氏名】

検討委員会委員：酒井康江委員長、仁部一布副委員長、平本欣也委員、福崎隆次委員、
峰松和彦委員、大久保康裕委員、高岡真樹委員、印藤妙子委員、
安武初男委員、明石進一委員、吉田由美子委員、福井弘委員
事務局：川上福祉課長、進福祉政策係長、平良主事、北村主事
オブザーバー：中田事務主査（福岡県消防防災指導課）

【欠席委員等の氏名】

検討委員会委員：山下実夫委員、河村しのぶ委員
事務局：野村保健福祉部長

【庶務担当部署名】福祉課

検討委員会概要

福祉課長、酒井委員長あいさつの後、委員長に司会進行交代し、事務局にて審議事項について説明を行った。説明後、委員からの質疑等に対し事務局にて回答を行った。

検討内容

【検討事項①：本プラン見直しの概要について】

事務局：これまでも「自助、共助、公助」という考え方があったが、まず「自助」があり、次に「共助」そしてそれらを支援する形で「公助」があるという考えを国が示しており、ガイドラ

インにも記載されている。また、コロナ禍の避難の在り方について、避難＝避難所という従来のイメージから、「難を避ける」ことが避難であり、安全な知人宅への避難や車中避難等も避難であるという考えが出てきている。これらを踏まえて本プランの見直しを検討願いたい。次に、本プランの構成は、おおまかに説明すると第1章から第4章が災害への備えについて、第5章から第6章が発災時について、第7章が計画の推進に係る事項という構成で考えている。今回は第1章から第4章までの素案について検討願いたい。

(検討事項①については質疑等なし)

【検討事項②：第1章について】

事務局：「1. 目的」については、現行のプランから大きな変更はないが、よりわかりやすい表現になるよう変更している。まず「自助」があり、次に「共助」があり、それを支援する形で「公助」があるということを示す図を入れている。「2. 位置づけ」についても、現行のプランから大きな変更はなく、本プランは古賀市地域防災計画の下位計画という位置づけである。「3. 対象とする災害及び地域」については、現行のプランには明確な記載がなかったため、新たに追加した。「4. 対象範囲」についても、本プランの範囲をわかりやすくするため新たに追加した。

委員：自力での避難が困難な方が自助というのは可能なのか。また、2ページの図の字が小さく見づらい。

事務局：まず自助で命を守るというのが大前提。現行のプランでも図で示している。自助が難しいという場合に備えて、日頃から支援者をつけてもらうことにつながる。また、発災時に要支援者が自力で避難行動をとることは困難だが、平常時からのご近所との関係づくりや、発災時に誰を頼れば良いかという備えが、自助に含まれる。2ページの図については、記載方法を検討し次回提案する。

委員：「自助、共助、公助」という言葉を見ただけでは何のことかわからない人もいる。現行プランの図のように補足の説明があるとわかりやすい。

委員：障がいのある方が積極的に命を守る行動をとることが可能なのか、関係する委員からの意見も伺いたい。

事務局：いただいた意見を踏まえて検討し、次回提案する。

委員：2ページの図は、要支援者、支援者、市のうち誰がすべきことなのかがわからない。第3章のそれぞれの役割の後に載せた方が良い。

事務局：計画の範囲がわかりにくかったため、第1章に図を入れたが、第3章と内容が重なる部分もあるため、図の記載方法や文字の大きさについては事務局で検討し、次回提案する。

委員：2ページ本文「平常時から」の「から」は不要。

事務局：訂正する。

【検討事項③：第2章について】

事務局：現行プランの3ページから7ページの内容。第2章の素案（修正版）については、事前に

お配りしたものと大きな内容の変化はない。オブザーバーの意見を踏まえ、要支援者の名簿、リストに関する記載をわかりやすくするため一部加筆修正している。

「1. 要支援者情報の収集と情報共有」について、留意事項と個人情報保護条例について記載

「2. 避難行動要支援者名簿の作成」に要支援者の要件を記載し、高齢者の要件については、⑤⑥で年齢と世帯の要件はこれまでどおり残しつつ、「自力避難が困難で名簿登録を希望する人」と追加した。その他の要件は変更なし。高齢者の調査については、これまでどおり民生委員による調査を継続していただき、取りこぼしがないようにしていきたい。名簿様式は、様式第1号。名簿は市に作成が義務づけられており、外部に出すものではない。対象区分の欄を新たに追加した。素案4ページ(1)名簿に記載する事項について。名簿への登録を希望する場合は、様式第2号にて申請する。新設した項目はグレー表示部分。また、名簿登録の廃止を希望する場合は様式第3号。素案(3)(4)は名簿の管理、更新について記載。

「3. 意思確認」については、要件①～④に該当する人は、様式第4号で市が同意を確認。同意の確認を行う際に留意してもらいたい①情報提供先について②提供される内容について、を記載。同意することで必ずしも支援を受けられるとは限らないということについても記載。素案5ページの図には、要件ごとの情報収集元を記載している。⑤～⑦の情報収集元は本人以外にも考えられることから、事務で検討し図に追記する。

「4. 避難支援関係者等への情報提供について」は、現在の避難行動要支援者台帳を様式第5号の避難行動要支援者同意者リストに改め、新たに対象区分の欄を設けた。また、不同意、意思の確認ができていない人については避難行動要支援者不同意者等リスト(様式第6号)を作成し、市が引き続き意思確認を行っていく。災害発生時には、法に基づいて同意の有無に関わらず市が情報提供する。「(3) 避難行動要支援者同意者リストの提供先」の⑦その他については、医療、介護、福祉事業者等を想定している。同意者リストの提供先団体とは、様式第7号の協定書を締結する。協定書には個人情報の保護について追記した。第8条にて、やむを得ない場合の複写、複製について記載し、管理台帳の様式を追加。また、同意者リストは市と自主防災組織等の関係者が持つ情報によって更新する。

「5. 個別計画の策定」について、個別計画の様式は様式第8号。裏面のグレー表示の居宅介護支援事業所、相談支援事業所の欄を新設した。国の取組指針にも専門員等からの助言・支援を得て個別計画を策定することができる旨の記載があり、要支援者をよく知る方として追加している。また、個別計画の対象者は同意者リストの対象者、提供先も同意者リストの提供先と同様。個別計画は、避難支援等関係者と市の連携及び民生委員の調査(同意者のみ)により更新していく。

委員：3ページ下部に「家族と同居し支援が受けられる人も登録対象としない」とあるが、家族が同居していても避難に不安がある方は対象となるのか。

事務局：同居の家族がいても避難に不安がある方は⑦その他に該当するため、登録できる。

委員：個別計画に居宅介護支援事業所、相談支援事業所の記載があるが、どちらにもつながっていない方もいるため、地域でも把握に苦労すると思われる。

事務局：これまでも事業所から情報をいただくことはあったが、制度上、同意がなければ情報を出すことができず難しい部分があった。事業所に対しても福祉課から要支援者制度の説明を行い、⑦その他に該当する人がいれば福祉課に情報提供いただきたい。

委員：素案5ページ図の情報収集元については、訪問看護ステーション、ケアマネジャー等も含め追加を検討いただきたい。また、個別計画の様式についても、その他事業所の欄があると良い。

委員：「ケアマネジャー」が正しい。要介護1、2でも家族だけの支援では難しい方がいる。要件の要介護3以上というのは変えられないのか。

事務局：要件区分は市町村が定めるものとなっている。要介護1、2で支援が必要な方は、⑦その他として希望登録してもらうことを考えている。

委員：素案7ページの提供先⑦について、「その他必要と認める機関、団体」とは、どこが認めた団体なのか。福祉会も見守り活動を行っており、要支援者の情報を知り得たなら活動が広がる。個人情報なのですべての情報をもらうことは難しいと思うが。

事務局：情報提供できるのは、市が必要と認めた機関、団体。避難支援のために必要か等を市が判断する。また、協定を結ぶ必要がある。

委員：市と社協との協定のなかに福祉会への提供も含まれるというわけではないのか。

事務局：あくまで協定は市と社協間での協定なので、福祉会への提供はできない。

委員：民生委員も個人情報の提供について判断することはできない。市に相談し、個人情報となればそれ以上知ることにはできない。

委員：協定8条に複写及び複製の禁止と規定があるが、このままだと要支援者の状況を把握できるのは自主防組織長と民生委員だけになる。要支援者の状況もわからないまま支援するのは難しい。地域で情報を共有するよというが、どこまで知らせて良いのか。

事務局：協定を結べば同意者リストと個別計画を提供できる。地域の方が集まる会合等で、情報を持っている人が持ち寄って要支援者の支援について話し合い、個別計画を作り上げていってもらいたい。

委員：どこに要支援者がいるかという情報は組長に知らせて良いのか。区長、組長は守秘義務があり、発災時に要支援者を支援するために情報を提供すべきではないか。

事務局：組長も自主防災組織に入っているのであれば、組長にも提供してかまわない。

委員：民生委員は調査を行っているので情報は持っているが、個人情報なので口外することはできない。

委員：協定第3条の利用の目的に合致しないと提供できない。不明な場合は古賀市福祉課に問い合わせる。協定書のタイトルには「名簿情報」とあるが、「リストと個別計画」が正しいのではないか。名簿だけでなく個別計画を含んだ内容にすべきではないか。

事務局：名簿情報に、同意者リストと個別計画が含まれている。

委員：そのことがわかるような記載にした方が良い。

事務局：記載方法について事務局で検討する。

委員：素案6ページ、同意者リストの提供先⑦に、「古賀市が必要と認める機関、団体」と記載した方が良い。名簿、同意者リスト、個別計画の作成の流れと使用する様式についてはフロ

ーチャートで示すとわかりやすい。6 ページ (4) のタイトルについても、名簿情報が同意者リストと個別計画のことだとわかるような記載にすべき。また、5.(3) の個別計画の提供先については、避難支援者も提供先になるのではないか。

事務局：個人である支援者への提供は現段階では難しいと考えており、機関、団体への提供を想定している。

委員：支援者の役割として個別計画の作成と記載されていたのだが。

事務局：第3章にて避難支援者も含めて個別計画を作成していくという意味で「個別計画の作成支援」と記載している。

委員：様式第2号下部の提供先の記載がプランと異なっているので、揃えた方が良い。また、避難支援者にも情報提供する旨を加えた方が良いのでは。

事務局：提供先の記載については、素案に合わせた形で訂正する。情報提供先としては機関、団体を想定している。

オブザーバー：団体であれ個人であれ、情報の提供がなければ支援者になり得ない。制度の主力を担うのは自主防災組織であり、自主防災組織の構成員は地域に住んでいる方。最終的に支援者になる方も含めて避難支援関係者という取扱いになる。

委員：様式第2号に支援者を記載する欄があるが、要支援者が記入するのは難しい。また、裏面も含めて全て埋めるのは難しい。前回、事務局からかかりつけ医の欄は削除すると聞いていたが、どうなったのか。

事務局：個別計画は初めから全て埋めるのではなく、徐々に完成させていってもらいたい。かかりつけ医の欄については、事務局で確認し、必要なければ削除する。

委員：様式第4号の真ん中あたりに「※災害時に備えた個別計画」とあるが、個別計画の説明があった方が良いのではないか。

事務局：同意の確認をする際には、個別計画についての説明もする。

委員：口頭での説明のみで、様式には書かなくて良いか。

事務局：同意書の様式については事務局で検討する。

【検討事項④：第3章について】

事務局：現行プラン8～9ページ。現行のプランでは、要支援者、避難支援等関係者、行政の役割がわかりにくかったため、素案では自助、共助、公助それぞれの役割を平常時と災害時に分けて記載した。

委員：それぞれの役割について、今後新たな事項が出てくる可能性があるため、最後に「その他必要と思われること」等の記載があると良い。8ページ下から7行目の「避難支援等関係者」の後ろに「及び避難支援者」と付け加えた方が良い。下から4行目「また」以降の部分は役割ではないので、別に記載した方が良いのではないか。9ページ共助の【平常時】

(1) は名簿ではなくリストが正しいのではないか。市の役割の3行目、避難支援等関係者に提供すると記載があるが、避難支援者には提供しないのか。4行目の「避難行動要支援者制度」とは、本プランのことか。

事務局：記載方法については、修正し次回説明したい。避難支援者を記載するかという点について

は、後程県の方と協議するが、基本的には避難支援等関係者という記載としたい。また、避難行動要支援者制度とは、プランそのもの、制度全体を意味する。

委員：市の役割【平常時】（２）にリストを加えるべきではないか。

事務局：訂正する。

委員：みんなで情報を共有して進めていこうとすることと、協定書の文言の整合性がどうなのか。話は変わるが、総務課が作成している世帯情報の一覧があり、要綱もある。同じように自主防災組織でどのように要支援者の情報を扱ったらよいかの要綱があると良いのではないか。また、個別計画を冷蔵庫で保管するのは継続されているのか。

事務局：救急救命キットについては、現在も廃止にはしていない。個別計画の更新が十分できていなかったの、今回見直したい。

委員：総務課からの世帯情報の提供は、現在はないのでは。

事務局：世帯情報の提供については、事務局から総務課に確認し、次回報告する。

委員：８ページ１行目「在宅の」ではなく「在宅から」ではないか。また、１【平常時】（６）個別計画の登録申請の前に名簿登録の申請が必要ではないか。９ページ３市の役割【災害時】（４）として、要支援者関係者、避難支援者と連絡を密にとり連携協力するという内容の記載があると良いのでは。

事務局：いただいた意見については全て事務局で検討する。

【検討事項⑤：第４章について】

事務局：現行プラン８ページ。現行のプランでも情報伝達の記載があるが、よりわかりやすくするため、市が行うべき点について情報の周知と伝達体制の整備に分けて記載している。

委員：１０ページ１行目、３行目の避難行動要支援者名簿の後ろに「リスト」も要るのではないか。

事務局：訂正する。